

訴 状

2017（平成29）年3月30日

長崎地方裁判所 民事部 御中

原告ら 別紙原告目録のとおり(計93名)

原告ら訴訟代理人ら

〒850-0876 長崎市賀町5-21パークサイドトラヤビル3階

長崎清和法律事務所

弁護士 吉田 良 尚

電話番号 095-821-1070

FAX 095-829-0312

〒850-0034 長崎市樺島町4-6ソフィアビル2階

弁護士法人ふくざき法律事務所(送達場所)

弁護士 福崎 博 孝

電話番号 095-824-8186

FAX 095-824-8286

ほか別紙原告ら訴訟代理人目録のとおり(計46名)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被告 国

代表者法務大臣 金田勝年

新安保法制違憲国賠訴訟事件

訴訟物の価額 金930万円 (10万円×93名)

貼用印紙代 金4万800円

目 次

はじめに（原告らの思い） （4 頁）

1. 戦争による多大な被害・犠牲者 （4 頁）

2. 長崎県における佐世保空襲、原子爆弾の被害・犠牲者 （4 頁）

3. 平和国家日本への歩み （4 頁）

4. 新安保法制による被害 （5 頁）

5. 裁判所に対する期待 （5 頁）

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要 （6 頁）

1. 新安保法制法の制定 （6 頁）

2. 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出 （7 頁）

3. 新安保法制法の中心的内容 （7 頁）

4. 新安保法制法の制定行為の違憲性 （7 頁）

5. 新安保法制法の制定過程の反民主主義性 （8 頁）

6. 原告らの権利侵害 （8 頁）

第2 集団的自衛権を容認する安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること （9 頁）

1. はじめに （9 頁）

2. 集団的自衛権の行使が違憲であること （9 頁）

（1）集団的自衛権の行使容認（9 頁）

（2）憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止（10 頁）

（3）閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認（11 頁）

（4）集団的自衛権行使容認の違憲性（12 頁）

（5）立憲主義の否定（13 頁）

3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること （14 頁）

(1) 後方支援活動等の軍事色強化 (14頁)
(2) 後方支援活動等の武力行使性 (15頁)
(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化 (15頁)
(4) 後方支援活動等の違憲性 (17頁)
4. 砂川事件判決について (17頁)
5. 新安保法制法の違憲性 (17頁)
第3 新安保法制法の制定にかかる行為による原告らの権利侵害 (18頁)
1. 集団的自衛権及び後方支援活動等の行使による「自衛隊の海外出動」と「戦争参加」による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性 (18頁)
2. 原告らの権利、利益の侵害(概論) (19頁)
(1) 平和的生存権侵害 (19頁) <ul style="list-style-type: none">ア 平和的生存権の具体的権利性 (19頁)イ 憲法9条の改変による戦争の危険 (20頁)ウ 平和的生存権の侵害 (20頁)
(2) 人格権侵害 (21頁) <ul style="list-style-type: none">ア 人格権 (21頁)イ 人格権の侵害 (22頁)
(3) 憲法改正・決定権侵害 (22頁)
3. 原告らの権利、利益の侵害 (23頁)
第4 原告らの損害 (25頁)
第5 公務員の故意・過失及び因果関係 (25頁)
1. 公務員の故意・過失 (25頁)
2. 加害行為と損害との因果関係 (25頁)
第6 結論 (26頁)
最後に (26頁)

はじめに（原告らの思い）

1. 戦争による多大な被害・犠牲者

私たちの国“日本”は、1941（昭和16）年12月の真珠湾攻撃とともに米国に宣戦布告して「太平洋戦争」を始めました。

日中戦争から太平洋戦争が終結する1945（昭和20）年8月までにアジアにおいて2000万人を超えるといわれる犠牲者を出し、わが国でも230万人の軍人・軍属が亡くなり、そのうち約6割が戦病死、残りのほとんどが餓死者だったといわれています。

また、日中戦争から太平洋戦争にかけて亡くなった民間人の戦没者数も80万人、うち50万人が日本国内での空襲等による犠牲者とされています。約21万人が亡くなった広島・長崎の原子爆弾被害、約9万人の住民が亡くなった沖縄の地上戦、1944（昭和19）年以降敗戦に至るまで米軍のB29戦略爆撃機によって無差別爆撃が行われ10万人を超える死者を出した東京大空襲など、私たちの国は、太平洋戦争によって夥しい数の犠牲者を出してしまいました。

2. 長崎県における佐世保空襲、原子爆弾の被害・犠牲者

また、私たちの“長崎県”でも、1945（昭和20）年6月28日午後11時50分から翌29日午前2時ころにかけて、141機のB29により佐世保市に対する戦略爆撃が行われ、1200トンの焼夷弾が投下されて1200人を超える市民が殺されました。

さらに、1945（昭和20）年8月9日午前11時2分には、米軍のB-29（ボックスカー）が長崎市にプルトニウム型原子爆弾を投下し、長崎市の人口約24万人のうち約7万4000人の市民が非業の死を遂げたのです。

3. 平和国家日本への歩み

もっとも、戦後の日本は、このような余りにも凄惨な戦争被害を省みて、戦後70年という長きにわたり、どこの国とも戦争をせず、平和を愛する国として世界中から信頼と敬意を受けてきました。

政府は、長年にわたって、「憲法上、日本が攻撃されたときに発動できる『個別的自衛権』は認められるが、他国が攻撃されたときに行使する『集団的自衛権』は認められない」と解釈し、この考え方が憲法解釈として国家機関はもちろん、学者や多くの国民・市民の間に定着しており、この考え方により國の方針が決められてきました。

これが、私たちの国“日本”が長きにわたって戦争に関わらないで来られた理由の一つでもあったのです。

4. 新安保法制による被害

しかし、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出、国会による決議によって、私たち原告は、戦争被害者としての又その子や孫としての悲惨な経験とその悲痛な思いがつまた「平和的生存権」を侵害され、また、「憲法改正手続に関する地位」を侵されて心に深い傷を負わされるなど、その「人格権」を著しく侵害されてしまいました。

先の太平洋戦争で甚大な被害を被った国民、そして、その子や孫である私たち原告は、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等によって、戦争で受けて今なお癒されることのない深い心の傷口に塩を塗りつけられ、痛切な心の痛みを味あわされて、再び戦争の惨禍が惹き起こされるのではないか等という切実な危惧感に苛まれ続けています。

5. 裁判所に対して期待するもの

安倍内閣総理大臣は、新安保法制法案審議の国会での「この法案は違憲である」との追及に対して「違憲かどうかは最高裁が判断する」などという趣旨を述べて、憲法学者をはじめとする多くの国民・市民の反対

に耳を傾けることがありませんでした。

裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務があります。今回の新安保法制法に基づく自衛隊の出動等により人の命が奪われる等の具体的被害が出てから裁判所に救済を求めるても遅いのです。さらに、外国の軍隊と共同作戦をとるなどの集団的自衛権行使の既成事実の先行も、政府与党に有利な事情として政治的に利用されかねません。

そこで、私たち原告は、裁判所において、違憲であることが明白な新安保法制法を黙認することなく、違憲の既成事実を作ることに手を貸すことをせず、憲法と平和を守りたいとの国民・市民の切なる願いに応えるとともに、内閣総理大臣も求めている裁判所としての判断を行い、新安保法制法が違憲であることの判断をされることを強く願っているのです。

請求の趣旨

1. 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円を支払え。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

1. 新安保法制法の制定

2015年（平成27年）9月19日、第189回国会の参議院本

会議において、いわゆる新安保法制法案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である「平和安全法制整備法案」、及び、新法制定法案である「国際平和支援法案」のことをいいます。本訴状においてはこれらの法案を総称して「新安保法制法案」といい、さらに、可決成立したこれらの法律を総称して「新安保法制法」、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」といいます。）が採決され、賛成多数で可決成立したとされました。

そして、これらの法律は、2016年（平成28年）3月29日に施行されたのです。

2. 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出

新安保法制法案の基本的な内容は、2014年（平成26年）7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「2014・7閣議決定」といいます。）に基づくものであり、内閣は、2015年（平成27年）5月15日、2014・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案を閣議決定し（以下「2015・5閣議決定」といいます。）、国会に提出しました。

3. 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法案の中心的な内容は、従来政府が一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた「集団的自衛権」の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする、などの点にあります。

4. 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法案によって容認される実力の行使は、憲法9条に明らかに違反するものであり、憲法9条の改正なしにできることではありません。成立したとされる新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して無効です。

また、このように内閣及び国会が、憲法改正の手続をとることなく、勝手な憲法解釈の変更を行い、閣議決定をし、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、公務員の憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手続をも無視するものとして、立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原理にも背くもので、違憲・違法です。

5. 新安保法制法の制定過程の反民主主義性

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程では、法案に対する国民・市民の反対や、慎重審議を求める声が大きな世論となり、広汎な反対運動が展開されました。国会前でも大きな反対運動がなされたことは記憶に新しいところです。元最高裁判所長官や歴代の元内閣法制局長官が集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となっているとの見解を示し、圧倒的多数の憲法学者、日本弁護士連合会をはじめ各都道府県の単位弁護士会が新安保法制法案に反対の意見表明をしました。

しかし、政府・与党は、これらの声に背を向けて、採決を強行し、法案を「成立」させてしまいました。

6. 原告らの権利侵害

原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり市民でもあります。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権及び基本的人権を享受し、またそれらを保ち続けるために不斷の努力を重ねてきました。新安保法制法の制定は、原告らのこれらの権利を侵害するとともに、

日本国憲法の内容・条項を自ら決定する根源的権利（本書面では「憲法改正・制定権」といいます。）ないし地位をも否定するものなのです。

第2 集団的自衛権を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

1. はじめに

「集団的自衛権の行使」、「後方支援活動の実施」及び「協力支援活動の実施」（これらをあわせて以下「集団的自衛権の行使等」とい、後方支援活動と協力支援活動をあわせて以下「後方支援活動等」といいます。）は、2015年度通常国会（第189回国会）において「可決」され、制定された新安保法制法によって、自衛隊の任務とされました。

しかし、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項（自衛隊法76条1項2号、77条の2、77条の3第1項、2項、88条の4第1項、2項、94条の7、94条の8等、重要影響事態安全確保法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項等）は、いずれも憲法9条に違反することが明らかです。

2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

（1）集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は、自衛隊法と武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（「武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態」をいいます。以下同じ。）の概念に加えて、「存立危機事態」という新しい概念を創り出し、自衛隊が、「個別的自衛権」のみならず、「集団的自衛権」をも行使することができるようになりました。すなわち、

改正後の事態対処法 2 条 4 号において、存立危機事態を「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義し、自衛隊法 76 条 1 項 2 号で、防衛出動の一環として存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を容認しました。

(2) 憲法 9 条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法 9 条の解釈については、様々な立場がありますが、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に持つ自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法 9 条 2 項の「戦力」には当たらないとしてきました。

そのうえで、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの 3 つの要件（自衛権発動の 3 要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきました。

そして、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力で阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の 3 要件、特に①の要件に反し憲法上許されないと解してきたのです。

また、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、自衛という目的から日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度で日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、海外派兵は、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないとしてきました。すなわち、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法 9 条の下でも許

され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解されてきました。そして、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法9条に反して許されないとされてきたのです。

これらの解釈は、1954（昭和29）年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきました。

それは、憲法9条の確立された政府の解釈として規範性をもつものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が築き上げられてきたのです。

（3）閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが、政府は、2014年（平成26年）7月1日、これまでの確立した憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（2014・7閣議決定）を行いました。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が

根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのです（これが「新3要件」といわれるものです。）。

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」と位置づけて、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至りました。

（4）集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分（自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈）を真っ向から否定するものです。そしてそれは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に、自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は必要最小限度の実力の行使を超える「戦力」であることを否定し得ず、「交戦権」の否認にも抵触します。

イ また、その行使要件である新3要件はあいまいであります。

第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があつたかなかつたかは事実として明確です。しかし、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題ですから、極めてあいまいです。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、それに当たるかどうかは判断する者によって左右されます。法案審議での政府の国会答弁によれ

ば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」するというのです。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と似ていますが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになります。

付言すると、集団的自衛権の行使について国会が判断しようとしても、特定秘密保護法のもと必要な情報が、主権者である国民のみならず主権者の代表である国會議員や国会にさえも示されないという事態に陥りかねません。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、憲法9条の規定に真っ向から違反するものであり、時の政府の判断によって、日本が、他国のために、また、他国とともに、世界中で武力を行使することを許すものとなるのです。

（5）立憲主義の否定

ア 日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国會議員等に憲法尊重擁護義務を課しました（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものです。

イ 2014・7閣議決定、2015・5閣議決定及び2015年（平成27年）9月19日の新安保法制法の制定によって集団的

自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立していた憲法9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものです。

ウ 同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来、憲法9条に定める改正手続によらなければできないことです。

同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求して、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのです。

閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法9条の改正手続をとらずに実質的に改正の結果を得ようすることであり、立憲主義の根源をなす憲法制定権力である国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することです。

3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(1) 後方支援活動等の軍事色強化

新安保法制法は、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法において、自衛隊がその主要な活動として、米軍等に対する「後方支援活動」及び諸外国の軍隊等に対する「協力支援活動」を行うことを規定しています。

その結果、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことができるようになりました。

さらに、活動内容にもより軍事色の強いものが加えられました。弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油など、外国の武力の行使に直結する活動がそうです。

(2) 後方支援活動等の武力行使性

後方支援活動と呼んでいるものは、外国の軍隊に対する物品と役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものです。

これは、直接戦闘行為に加わらなくても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題があります。

(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

ア　自衛隊のイラク派遣の違憲性が問われた裁判がありました。

名古屋高裁平成20年4月17日の判決は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為を、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということができる」と判断しました。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、敵対国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものです。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として(つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして)、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきました。

イ　ところが、重要影響事態安全確保法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を区切って限定することにより、他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠すること

なく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそもその他の國の武力行使と一体化するものではないという考え方を探り、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのです。

さらに、重要影響事態安全確保法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容します。これらは他國軍隊の武力行使への直接の支援にほかなりません。それでも政府は、「武力行使の一体化」は生じないとするのですが、これは戦闘の実態に目をつぶった危険な法律であると言わざるを得ません。

これによれば、自衛隊は現に戦闘行為が行われていなければ、
そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることにより、
そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行うことが
できます。これは、相手国から見れば、武力を行使する他國の軍
隊と一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国から
の攻撃の対象とされることは避けられないでしょう。そして自衛
隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高いと
いえます。

従来、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではありましたが、その枠組みさえも取り扱われ、弾薬の提供等まで許容した上記2法においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他國軍隊の武力の行

使と一体化し、又はその危険性が極めて高いものとして、憲法9条に違反するものであることは明らかです。

(4) 後方支援活動等の違憲性

後方支援活動等の実施を内容とする法律を制定して憲法9条の改変をしようとするることは、立憲主義の根本理念を否定するものです。

これは、憲法96条の改正手続を取らずに実質的に改正の結果を得ようとするることであり、国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものです。

4. 砂川事件判決について

政府与党は、いわゆる砂川事件判決（最高裁昭34年12月16日大法廷判決）を集団的自衛権の合憲性の主張の根拠としました。

この判決が、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べていることを取り上げて、「必要な自衛の措置」の中には、集団的自衛権が含まれていると主張しています。

しかし、この事件では、現在問題になっている集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっていません。政府与党は、最高裁の上記判断部分を根拠にして集団的自衛権が合憲であると強弁しているにすぎません。

5. 新安保法制法の違憲性

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分についての新安保法制法は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲というべきです。

第3 新安保法制法の制定にかかる行為による原告らの権利侵害

1. 集団的自衛権及び後方支援活動等の行使による「自衛隊の海外出動」と「戦争参加」による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

(1) 武力攻撃事態法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国などの戦争に自衛隊が参戦し、世界中で武力行使をすることができるようになります。

この発動要件である新3要件は、既に述べたとおり、客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものであって、事実上無限定に日本の戦争参加の可能性が広がるおそれがあり、歯止めがありません。もちろん、武力行使と一体化となる後方支援活動も同様です。

(2) 日本と密接な関係のある国に対して武力攻撃を行った国と日本との間では武力紛争が生じていないのに、日本政府が「存立危機事態」と認定してその国に対して武力行使することは、日本が自ら紛争状態を引き起こすことであり、先制攻撃を行うことです。

新安保法制法は、日本が攻撃されてもおらず、相手側の日本への攻撃の意思も関係なく、日本の側から他国の紛争に軍事的に介入する道を開くものです。

そして、それは相手国から反撃されても構わない立場に自分たちを置くことになり、現実に参戦して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃やテロ行為にさらされ、平和的生存権や生命・身体及び精神的な人格権の侵害を受けることになります。

(3) 集団的自衛権の行使等を中東地域で行った場合、パリその他で起きたテロ行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測できます。その対象は、東京・大阪をはじめとする都市住民や原子力発

電所が考えられます。

また、北朝鮮との関係で集団的自衛権行使がされれば、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になるでしょう。さらに、東京・大阪をはじめとする都市や原子力発電所もミサイル攻撃の対象となる可能性が高いと思われます。

2. 原告らの権利、利益の侵害(概論)

(1) 平和的生存権侵害

ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は、「平和的生存権」を規定しています。

この権利は、全ての基本的人権の基礎であって、基本的人権を生まれながらに持っていることを現実のものとするための「基底的権利」であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範そのものです。

この平和的生存権の具体的権利性は、包括的な人権を保障する憲法13条の規定(すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする)がその内容を示していることで根拠づけられるととともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられています。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の「具体的権利性」が認められなければなりません
(名古屋高裁平成20年4月17日判決参照)。

イ 憲法 9 条の改変による戦争の危険

前項（第 3 の 1）で述べたように、新安保法制法による存立危機事態における防衛出動や後方支援活動等の実施を認めることは、これまで政府の憲法 9 条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法 9 条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたらすものです。

そして、それは今までの憲法 9 条解釈の下では起きなかつた場合にまで、他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものです。

ウ 平和的生存権の侵害

原告ら国民は、第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び 9 条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有しています。

とりわけ、戦争の悲惨な体験を有する国民又はその子孫等としての原告らの平和への願いは、その人格と不可分一体となって、平和的生存権の内容を構成しています。このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものです。

ところが、新安保法制法の制定は、原告らの平和的生存権を根こそぎ踏みにじり、侵害するものです。集団的自衛権の行使や後

方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行い、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものです。そのうえ、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵国から国土に攻撃を受け、あるいはテロの対象となることを覚悟しなければならなくなります。原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入させられ、その犠牲を覚悟しなければならないことになります。

このようなものとしての集団的自衛権の行使等を認める新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんですが、そこまでに至らない段階でも、その具体的危険を引き起こすものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものです。

（2）人格権侵害

ア 人格権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定します。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが、立憲主義の根本理念であり、基本的人権の保障の一般原理であることを示すものです。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができます。

イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすことは明らかであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入すること、及びその犠牲を覚悟しなければなりません。

新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりです。

その結果、原告らは、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活などすべてにわたって、具体的危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されています。

特に、原告らのうち戦争被害者や被爆者の場合には、過去に戦争での筆舌に尽くしがたい悲惨な経験をしているのですから、その不安や恐怖心は尋常なものではなく、過去の悲惨な経験の情景がフラッシュバックしてくることさえあり、その人格権侵害の程度はきわめて高いものとならざるを得ません。

(3) 憲法改正・決定権侵害

ア 国民主権は、国の政治の在り方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の参政権も、この原理から導き出された権利です。憲法改正のための国民投票権もそうです。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとされています。

しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正

の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されております。

イ 憲法 96 条 1 項は、憲法改正について厳格な要件を定めており、憲法の改正には、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求しています。

原告ら国民が、自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」といいます。）を有しております、憲法 96 条 1 項はこれを体現したものなのです。

ウ したがって、少なくとも確定的憲法解釈を変更するには、本来、国会が憲法改正を発議して、国民投票によってその承認を得なければならぬといわなければなりません。

今回の新安保法制法の制定は、その表決をさせずに憲法の規定に反する法律を制定して、実質的に憲法改正状態を作り出すものですから、原告たち国民の憲法改正・決定権を侵害することは明らかです。しかも、現国會議員の中には、最高裁判所によって違憲状態であると断ぜられた選挙によって選出された議員が少なからず存在することを考えれば、尚更のことです。

3. 原告らの権利、利益の侵害

私たち原告は、長崎県内に居住する元自衛官、牧師、戦争被害者、被爆者、米軍等佐世保基地周辺居住者、元教職者、元労働組合関係者、元マスコミ関係者、一般市民など様々な立場の者で構成しています。

私たち原告は、ほかの国民・市民と同様に、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する「平和的生存権」を侵害され、「憲法改正手続に関与する地位」を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その「人格権」

を侵害されました。

私たち原告は、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その「平和的生存権」を侵害され、「憲法改正手続に関与する地位」を侵害され、「人格権」を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けました。

また、私たち原告の中には、先の戦争で甚大な被害を被った者、原爆を投下された長崎で被爆した者、そして、その子や孫などがあります。特に、米軍の大空襲被害を被った者、長崎で被爆した者などは、先の太平洋戦争により、筆舌に尽くしがたい被害を受け、戦後70年経った今もさまざまな苦しみをかかえていますが、新安保法制法の制定により再び戦争になることの危険を身にしみて具体的に感じ、あたかも傷口に塩をすり込まれるような耐えがたい精神的苦痛を感じています。ここ長崎県でも、B29により佐世保市に対する戦略爆撃が行われ、1200トンの焼夷弾が投下されて1200人を超える市民が殺されて地獄絵と化してしまいました。また、長崎市には、B-29によりプルトニウム型原子爆弾が投下され、人口約24万人のうち約7万4000人の市民が非業の死を遂げ、残された人々も反人道的な原子爆弾の投下により火の海を彷徨い、生き延びてもなお原子爆弾による放射線の影響に何十年も苦しめられるなど、地獄を目の当たりにし、その後も戦争の恐怖にさいなまれて生きて来ました。そして彼らは、今回の新安保法制法の制定により、日本が再び戦争に関わることになり、場合により核兵器が使用される危険も全くないとはいえない状況に置かれ、再び原爆被害に遭うのではないか等と、言葉に表せない苦しみを味あわされているのです。また、そのほかの原告も同様の悲惨な事態を想像し、それが現実のものとなるのではないかな

どと、新安保法制法を想うたびに不安に苛まれ気持ちの休まることがありません。

(なお、原告らの個別の具体的権利侵害の詳細については、後に準備書面にまとめて提出します。)

第4 原告らの損害

原告らは、2014・7閣議決定、2015・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円の支払を要する損害を被りました。

第5 公務員の故意・過失及び因果関係

1. 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を無視して、憲法改正手続をとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これにかかる内閣（その構成員である各國務大臣）による2014・7閣議決定、2015・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等に当たっては、上記国務大臣及び国会議員は、新安保法制法が違憲であり、これを制定したときは原告らの上記の権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は知り得べきであり、侵害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失があります。

2. 加害行為と損害との因果関係

上記1記載の公務員の加害行為と第4記載の原告らの損害との間

に因果関係があることは明かです。

第6 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の慰謝料の支払いを求めます。

最後に

日本の裁判制度では、法律の合憲性が判断できるのは、具体的な権利侵害があり、その権利侵害を理由とする請求の判断で関連する法律の憲法判断が必要になる場合であるとされています。本件は、まさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件です。

世界の安全保障情勢は極めて流動的です。このような情勢の中で、新安保法制法に基づく防衛出動命令等が発動されれば、多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けることになりかねず、安保法制法の制定自体によりそのおそれを感じ、その恐怖感に日々さいなまれております。新安保法制法により集団的自衛権の行使等がされてからでは遅いのです。既成事実が積み重ねられてからでは遅いのです。日本は、憲法前文と9条に体現された平和憲法のもとに、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきました。国際協調を国是とする日本は、この信頼を大切にしなければならないのです。

憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を負っている裁判所が、憲法76条3項によりその良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等が実施される前に、違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが、今、切実に求められています。

最後に、裁判所に対し、日本のみならず世界にも平和憲法の理念を示す

判断をされることを希求するものです。

付 屬 書 類

1. 訴状副本 1通

2. 訴訟委任状 93通

以上